

**注意**  
軽自動車税の  
変更手続きはお早めに

軽自動車やバイクなどに課税される軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。

所有者の死亡、転出、車両の名義を変更したとき、処分、紛失したときなどは届出が必要です。

届出のない場合は、引き続き軽自動車税が課税されます。

手続きに必要なものについては、各手続き場所へお問い合わせください。

**手続場所**

▽原動機付自転車(125cc以下)  
・小型特殊自動車

税務課、金木総合支所総合窓口  
係(内線3114)、市浦総合支所総合窓口係(内線4066)

▽軽三輪・軽四輪

軽自動車検査協会青森事務所  
(青森市大字浜田字豊田129番2)  
TEL050(3816)1831

▽軽二輪(126cc以上)250cc以下・二輪の小型自動車(251cc以上)

国土交通省東北運輸局青森運輸支局(青森市浜田字豊田139番13)  
TEL017(739)1501

問 税務課 内線2227

**注意**  
愛車の住所変更は  
お忘れなく

自動車税の納税通知書は、原則として4月1日現在での自動車登録の住所(車検証に記載されている住所)にお送りしています。

引っ越しなどで住所が変わったときは、運輸支局で住所の「変更登録」を行う必要があります。

3月中に変更登録の手続きがでない場合は、最寄りの地域県民局県税部までご連絡ください。

また、「青森県電子申請・届出システム」から届け出することもできますので、詳しくは県HP(<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>)をご覧ください。

問 西北地域県民局県税部納税管理課 TEL(34)3141

**制度案内**  
パートタイム労働法  
次世代育成支援対策推進法

標記の二法が改正され4月1日より施行されます。

**改正のポイント**

▽パートタイム労働法

パートタイム労働者の公正な待遇の確保/パートタイム労働者の納得性を高めるための措置/法の実効性を高めるための規定

**相談**  
労働相談会

労働者と事業主との間のトラブルを解決する一環として、労働相談会を行います。

日時・場所

▽3月3日(火)  
13時30分～16時  
アスパム(青森市安方1丁目1番40号)

▽4月7日(火)  
13時30分～15時30分  
みどりやビル7階(青森市長島2丁目1番5号)

問 青森県労働委員会事務局  
TEL017(734)9832

**開催案内**  
農産物加工品直売会

梅漬け、豆腐、味噌など手作りの加工品や季節野菜などを販売。

日時 3月4日(水) 12時～13時

場所 市役所2階ロビー

問 農林水産課 内線2521

**消費生活相談**

**消費生活全般**

五所川原市消費生活相談室  
TEL33-1626  
月曜日～金曜日(祝日を除く)  
9:00～16:30  
市役所3階消費生活相談室

**多重債務相談**

くらしとお金の安心相談会  
消費者信用生活協同組合青森相談センター  
TEL017-752-6755  
3月11日(水)  
10:00～16:00  
市役所3階消費生活相談室  
\*予約制。貸付制度あり。

いびき、睡眠時の無呼吸ご相談下さい。

10月1日開院いたしました。



**あおもり睡眠クリニック**

TEL.017-762-3666

青森市西大野5丁目1番4(ユニバース大野店近く)



スタッフ募集中!

きれいになれる化粧品やさん  
**黄色いかぼちゃ**

取り扱いブランド

クレド・ポーポーテ キオラ  
ベネフィーク キリヨウ 他



屋根の上の黄色いかぼちゃが目印です!  
サックス・ハーレー  
エルム  
五所川原市中央2-147  
AM9:00~PM8:00 年中無休  
0173-38-6544